



#側弯症 #コブ角20度遅い

10月27日、第93回学術講演会および第34回支部代表者研究論文発表が帝京大学宇都宮キャンパスにて開催されました。

田代会長が公務のため、あいさつに立った江原副会長は、10月27日から読書週間が始まったことに触れ「日本人はいつからか本を読まなくなった。読むからこそ想像力が高まり集中力を増す」と話したことに、読書で培われた豊かな想像力は、論文作成にも反映するものと感じました。

支部代表者による研究論文の発表では、代読者2人を含む7支部8人の会員が、日頃の臨床経験や実体験をもとに書かれた貴重な論文を発表しました。

どの論文も興味深い内容で、これからの臨床のヒントになるものでした。



学術講演会では、医療法人社団亮仁会 那須中央病院院長・吉川一郎先生きしかわいちろうに「子どもに発症する背骨の疾患の数々とそれらへの対応について」ご講演をいただきました。吉川先生の講演は、平成28年の第78回学術講演会以来、二度目となります。

小児の診察は、診察室に入った瞬間から始まるため、姿勢・歩き方など注意深く観察をすることが重要であるとのこと。脊椎のテスト法で陽性の場合、強い痛みを伴

うことが多く、ときには小児の嫌がることをして反応をみるのも診断法の一つだそうです。

吉川先生は、保存療法を推奨されており、特に側弯症に関しては米国屈指の名医のもとで学ばれた知識と豊富な臨床経験から、日本側弯症学会とは一線を画す独自の見解をお持ちで、側弯症の装具療法は発見次第早期に開始すれば良い結果が期待でき、遅れると手術が必要になることが多いとのこと。「側弯症はコブ角20度まで様子を見るのでは遅い。見つけたらすぐに治療する。10度を越えた時点でコルセット治療をすると良くなるケースは多い」と熱く述べられた。

患者目線での治療に対する熱意を感じられる講演でした。臨床での豊富な知識がないと小児の病変に速やかに対応できないと感じました。

吉川先生は、私たち柔道整復師に対してもご理解をいただいている先生で、当会会員との医接連携にも協力していただけるとのことです。

那須中央病院（大田原市）の外来では、火・水・金曜日が先生の担当で終日診療をしておられます。吉川先生の診療を望むたくさんの患者さんで常に混雑していますが、新規患者紹介の際は午前中のほうが検査やMRIなどの対応もスムーズであり、特に金曜日午前中の紹介が比較的混雑が少ないとのこと。紹介の際は事前の予約を推奨します。

ご専門の脊椎および小児整形外科のみならず、成人や一般整形外科疾患の診療も対応していただけますので、診察依頼の際は紹介状に当会会員である旨を記載してください。

学術講演会終了後、研究論文発表者に感謝状が授与されるとともに、笑顔の記念撮影が行われました。

学術部 鈴木勝仁

難題山積に活路はあるのか

関東ブロック会と東京都柔道整復師会との合同連絡会議が11月2日、日本柔道整復師会館において開催された。

出席者は、各県・東京都からそれぞれ5～6人、日整からは長尾会長・竹藤副会長が参加した。

議題は、事前に配布された質問事項と回答に基づき、主な事項をピックアップして進められた。

●総務関係

①会員減少対策について

都柔整では以下の3つの基本方針に基づいて会務を進めている。

1. 保険請求改革：保険者にも徹底対応
2. 会員の接骨院経営を支援
3. 組織率を強化：17%から20%への向上



②会員への療養費送金明細書等の電子化について

多くの県が準備を進めており、今後は電子化になる予定。

●保険関係

①療養費および保険施術所取扱いの改定と来院患者数の減少に伴う接骨院の在り方について

どの県も状況は同じであり、即効性のある解決策は現在のところ見当たらない。現行の算定基準や料金体系では経営が成り立たないとの意見も聞かれた。

一方で、患者のニーズに対応している施術所では来院患者が増加傾向にあるという意見もあった。

②東京都所在の健保組合に対する案件について

都柔整からは「東京都柔道整復師会」が窓口として交渉していくという提案に対して賛成する県もあったが、日整の対応を含め具体的にどのような交渉を考えているのかという質問もあった。

また、田代会長からFグループ健保からの40分以上にわたる電話での聞き取り調査について、内容も違法性

を含んでおり、日整としても対応していかなければならないとの発言があった。

③患者ごとの償還払いへの変更について

東京都では注意喚起したにもかかわらず、患者照会を繰り返し行っても回答がないとの理由で変更通知が届いた事例が報告された。他県からの報告はなし。

④請求代行業者の差別化について

現状では請求代行業者の明確な差別化は難しく、不正行為の温床にもなりかねないとの懸念から、早急なルール作りの必要性、および協会けんぽ・国保連合会との連携を取り代行業者の情報提供を行うなどの記載があった。

⑤マイナンバーの資格確認について

各県ともおおむね8割～9割達成済みのものであるが、導入が困難と思われる会員がいることも報告された。

●学術大会関係（関東学術大会）

各県とも大会の経費が大きく、会員数の減少に伴う会費の減少、大会参加人数の減少を受け、現状の維持は難しいとの意見が大勢を占めた。

●機能訓練指導員関係

市町村単位で介護予防支援事業に参入している県もあるが、資格を十分に活かしきれず低調な状況であった。人材不足が課題となるなか、訪問型機能訓練が行えるよう働きかけを行っている県もあった。

●災害対策関係

各県とも災害協定を締結しているが、災害後の活動計画については、安否確認や実行可能な連絡方法が十分に構築されていないとの懸念が示された。

●日整への要望

①オンライン請求に向けて、各県社団の請求データの統一化等を図るための様式の統一

②会員の窮状を鑑みた、日整からの療養費改定の要望

③会員減少による組織運営の不振を踏まえた日整の組織改革

非常に濃密な合同会議であったが、それだけ私たちが置かれている現状が厳しいことの表れであろう。難題は山積みだが、個々が違った方向に向くのではなく、今こそ柔道整復師が一致団結して現状を変え、私たちの生活を守っていくことが肝要と思われる。

副会長 江原義明

保険関係



Q 10月からの通減に伴い定額料金での申請をしたいのですが、どのような手続きが必要か、また申請書への記載方法を教えてください。

A まずは「柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更等」(様式第4号)を厚生局に届け出ることが必要となります。当会事務局までご連絡ください。(右記届出記載例参照)

定額料金での支給対象となるのは、初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月)から起算して5か月を超えて、**継続して3部位以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを含む。)**を行った場合で、後療料、温電法料、電療料として、1回につき1,200円を算定できます。

通常の算定であれば、施術部位が3部位以上の場合には3部位目は所定料金の60/100の通減、また10月1日からは通減75/100および50/100の算定方法となりますが、これらに代えての請求方法となります。

3部位目が治癒して2部位になった時点で定額料金は適用されませんので、通常どおりの料金となります。(右記請求記載例参照)

記載方法に関しては【柔道整復療養費の手引き2019年3月版】P39 5行目②「後療料」欄および同ページ(20)「摘要」欄の②③をご参照ください。

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更等 (様式第4号)

受領委任の氏名	柔道整復師	届出事項の変更等
氏名	橋本 黒	届出事項の変更等
届出場所	〒100-0001 東京都千代田区千代田	(電話番号:)
開設者氏名	氏名	(電話番号:)

1 本定額料金の届出に係る療養費の算定基準の備考5に基づく届出事項の変更等 定額料金の徴収を(行)・中止)

変更内容
 定額料金の徴収を行うことに変更
 (変更年月日: 令和〇年〇月〇日)
 定額料金の徴収を行うことにする為

上記のとおり届出事項の変更を届け出します。
 令和〇年〇月〇日
 関東保健福祉局長 殿 柔道整復師名 橋本 黒 住所 千代田区千代田 TEL. - - -
 (この届け出は、関東保健福祉局長(埼玉県においては保健衛生局長)へ提出してください。)
 (注) 当該柔道整復師(受領委任の届出者)が死亡した場合は、事実が確認できる書類として住民票等の書類を添付し、届出人の氏名及び住所並びに当該柔道整復師との関係を記入すること。
 また、届出所において勤務する他の柔道整復師を追加する場合は、様式第2号の2等を添付すること。

柔道整復施術療養費支給申請書 (様式第5号)

令和6年10月 公益社団法人日本柔道整復師会 届出番号 090019

申請者 柔道整復師 柔整 太郎 届出住所 栃木県宇都宮市西一の沢町4-7

患者 柔整 太郎 昭和42年11月10日 省略

部位	頸部捻挫	6	5	1	6	5	1	6	10	1	6	10	7	3	〇
	腰部捻挫	6	5	1	6	5	1	6	10	1	6	10	8	4	
	右膝関節捻挫	6	5	1	6	5	1	6	10	1	6	10	8	4	

注 ①(1)やや緩慢 (2)やや緩慢 (3)やや緩慢

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛

後療料	505	1	505	1	75	1	33	613	0.75	460
温電法料	505	1	505	1	75	1	33	613	0.75	460
電療料	1200	3	3600	3600	3600	3600				
長期施術理由省略									45	20
									3割	
									3	1
									6	4

申請者 柔整 太郎

介護現場へ理解とアピールを

10月20日、宇都宮市の奈坪ヶ丘福祉会からボランティアの依頼があり、福祉会の運営する介護施設に当会理事4人(江原副会長・塚原経理部長・鈴木保険部長・小森広報部長)が派遣されました。

当日は介護施設の感謝祭が開催され、バザーやワークショップが行われるなか、マルシェコーナーの一角に健康チェックコーナー設け、訪れた地元の方々に対して骨密度測定や健康相談を行いました。

介護施設のイベントとあって、来訪者はご年配の方が多く、ほとんどの方が測定結果に関心を寄せられ、健康相談にも熱が入りました。

このような催しに協力できることは、介護関係者

や地域住民の方に柔整師を知っていただける数少ないチャンスでもあり、私たちも普段、目にする事のない介護施設の様子を知る良い機会となりました。

柔整師の介護事業への参入がままならない現在、少しでも柔整師への理解・認知が進むよう、今後も介護現場へ積極的にアピールしていかねばならないでしょう。



広報部

古賀志はつらいよ

トレラン篇



10月27日「宇都宮トレラン2024」に参加してきました。これまで群馬県太田市のトレランに出場した経験はありましたが、宇都宮は初参加となります。

以前、出場経験のある知人からおよそのことは聞いていましたが、こんなに急な傾斜地を延々と走り続けるとは思っていませんでした。

スタート前、救護本部にあいさつに伺うと、コースに詳しい塚原剛理事から「古賀志山の下りは急な岩場になっていて、ケガする選手が多いから気を付けてね」とアドバイスをいただき、気を引き締めてレースに臨みました。

実際、岩場はもちろん、平坦な道でも木の根が地面を這っていて、気を付けてはいたのですが2回ほど軽く足首を捻って転倒してしまい、途中棄権も頭をよぎりました。



私が出場したミドルコース(21km)は、異なるコースを3周するのですが、古賀志山の登りは急な岩場が延々と続き、山頂が見えないため心が折れそうになりました。さら

に、レースの後半では両足が痙攣し、後続のランナーに次々と抜かれたり、下りの危険な岩場は恐る恐る降りるありさまで、気持ちよく走るどころではありませんでした。

ゴールするまでは「なんでこんなにつらい大会にエントリーしたんだろう」と後悔していましたが、ゴールしてみれば達成感と安堵感に満たされて「参加して良かった」と心から思いました。

このような危険なコースでは、大ケガをする選手も想定されるため「柔道整復師の外傷処置の技術が即戦力になる」と、参加者目線でも実感できました。

終日、救護にあたられた塚原理事をはじめ、植木会員・大関会員・刈屋会員、本当にお疲れさまでした。救護スタッフがいることで、安心して走れる大会だと感じました。

佐野支部 横地康史

My BOX 支部リレー投稿

第248走者 那須支部 大森一平

私のリフレッシュ法



私は年に1~2回ほど登山をします。休日にしか行けないので、日帰り登山にすることが多く、ほとんどは県内の山々に限られます。

昨年は男体山登拝大祭に参加。午前0時から登り始め、日の出の4時ごろには登頂する計画を立てました。夜間の登山は初めてでしたが、眠気よりもワクワクと緊張のほうが勝っていました。

登頂ルートには急な岩場や滑りやすい砂利道もあり、かなりきつい道のりでしたが、予定どおり薄暗い日の出前に登頂できました。頂上から見る雲海はとても幻想的で、雲海から太陽が顔を出した瞬間はとても素晴らしく、苦勞して登ったかいがありました。

ただ、登山はこのような良い面もあれば怖い面もあります。以前、10月半ばに一人で那須の茶臼岳を登った時は、登り始めは快晴で順調だったものの天気が急変し、前が見えないほどの吹雪



に襲われました。なんとか無事に下山することができましたが、それ以来、単独での登山は危険なのでやめました。

登山は素晴らしい経験と命の危険が常に隣り合わせです。出かける前には、同行者と共に登山カードの提出と家族に登山ルートを伝えることを忘れないようにと思います。

来年は尾瀬の山に挑戦したいです！

今回は宇都宮支部にバトンタッチです。



“県民みんなで交通安全”



年末は交通事故が増加傾向にあるほか、飲酒の機会が増え、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されることから、年末における交通事故の防止の徹底を図るため、下記のとおり『年末の交通安全県民総ぐるみ運動』が実施されますので、各種交通安全対策を推進願います。

1. 運動の目的

県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けて、交通事故防止の徹底を図ること。

2. 運動の期間

令和6年12月11日(水)から31日(火)までの21日間

3. 交通安全スローガン

「マナーアップ！あなたが主役です」

4. 運動の重点

(1) こどもと高齢者の交通事故防止

①家庭や地域社会を通じて児童や生徒の通学時間帯の安全確保や交通安全指導を徹底するとともに、自転車のヘルメット着用や自動車のチャイルドシート等の確実な着用を推進し、こどもの交通事故防止を図っていく必要があります。

②高齢者に対しては、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらい、きめ細やかな指導・周知が必要です。

併せて高齢者運転に対しては、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発を推進するほか、運転に不安を感じている運転者に対しては、運転免許自主返納制度や県・各市町で行っている各種支援施策の広報啓発を行うなど、自主返納の促進を図ってください。

③こどもや高齢者を含めた全ての道路利用者に優しい運転である「こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」を広く浸透させることで、ドライバーに思いやりのある運転を実践してもらい、悲惨な交通事故の絶無を図ってください。

特に運転者に対しては、交通ルールの遵守と併せて歩行者や他の車両に対する「優しさ」と「思いやり」をもって通行する正しい交通マナーの実践を呼びかけるとともに、横断歩道手前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道における歩行者優先義務等の周知徹底を図り、「ずっと止まれる栃木県」を推進してください。

こどもや高齢者に優しい3S運動とは
SEE (見る) SLOW (減速する) STOP (停止する)
○SEE こどもや高齢者をいち早く発見する。
○SLOW こどもや高齢者を見たら減速する。
○STOP 危険を感じたらすぐに停止する。

(2) 飲酒運転の根絶と安全運転の励行

「飲酒運転を絶対にしない・させない」環境づくりと「思いやり・ゆずり合い」運転の必要性やドライブレコーダーの普及促進の啓発。

(3) 自転車の交通ルール遵守の徹底

「栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(栃木県自転車条例)」の内容が広く県民に浸透するよう普及啓発を行ってください。特に自転車ヘルメットについては、着用の必要性及び被害軽減効果に関する理解の促進と道路交通法での努力義務化を踏まえた着用の徹底に向け、広報啓発を推進してください。

スマートフォン等使用時や傘差し運転等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導も徹底して行ってください。

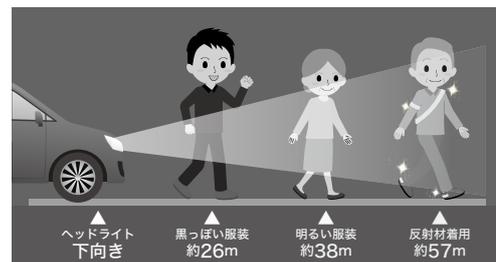
【自転車安全利用五則】R4.11.1改正

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

(4) 「ライト4運動」と「原則ハイビーム」の推進

夕暮れは視認性の低下や注意力の散漫等による交通事故が懸念されます。午後4時に点灯する「ライト4(フォー)運動」と夜間の「原則ハイビーム」を徹底してください。

また、歩行者や自転車利用者に対しては、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進を図ってください。



2024 (令和6年)

行事予定

※とちのきクリニック
の受付は 9:30~
11:30です

12月

- 1日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・岡本・鈴木勝・大木
- 7日(土) 15:00 協同組合講演会 [当会館]
- 8日(日) 療養費支給申請書必着日
- 10日(火) 20:00 とちのき1月号編集会議 小森・小野塚・丸山
- 13日(金) 20:00 理事会 (支部長参加) [WEB会議]
- 15日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・高野・瀬端・大木
- 17日(火) 20:00 とちのき校正会議 小森・丸山・三上
- 18日(水) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
- 20日(金) 10:00 協会けんぽ審査会 [とちぎ福祉プラザ]
- 国保審査会 [国保連合会902号室]
- 23日(月) 20:30 IT委員会 [当会館] 小森・松山
- 24日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
- 27日(金) 仕事納め

1月

- 6日(月) 仕事始め
- 7日(火) 新年あいさつ回り
- 8日(水) 療養費支給申請書必着日
- 12日(日) 10:00 とちのきクリニック 須田医師・岡本・星野登・小林
- 14日(火) 20:00 とちのき2月号編集会議 小森・三上・大関
- 15日(水) 20:00 理事会(支部長参加) [WEB会議]
- 17日(金) 20:30 予備点検 [当会館] 理事・監事・支部長
- 21日(火) 14:00 労災審査 [当会館]
- 20:00 とちのき校正会議 小森・大関・藤田
- 23日(木) 10:00 国保審査会 [国保連合会902号室]
- 24日(金) 10:00 協会けんぽ審査会 [とちぎ福祉プラザ]
- 26日(日) 栃木県都市町対抗駅伝競走大会 [栃木市総合運動公園]
- 10:00 とちのきクリニック 飯島医師・館・星野訓・大木
- 28日(火) 20:30 IT委員会 [当会館] 小森・館

(変更や追加などはホームページをご覧ください)

年末・年始の緊急連絡先

石井 総務部長 ☎070-4392-0239
事務局(齋藤係長) ☎080-9292-2551

川柳

塩谷支部 船橋 仁和

やけ酒を飲むほど弱い意思じゃない
手抜きさえ出来れば酒に逃げもせず
熱燗が五臓に染みる時季になり

information

お知らせ

会員数

令和6年11月1日現在
 会員数 **360名**
 研修柔道整復師 **10名**
 施術所数 **342院**



会員の異動状況報告

(研)…研修柔道整復師

- ・宇柔整257 木下 哲郎 木下整骨院 (研)
- 〒320-0074 宇都宮市細谷町145-5
- ☎028-622-7711 令和6年10月15日 入会

訃報

塩谷支部 鈴木 フミ 会員のご主人様
(兼二様 80歳) がご逝去されました。
 宇都宮支部 村上 重樹 会員のご尊父様
(重雄様 79歳) がご逝去されました。
 謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

ご会葬御礼

過日は、ご多忙中にもかかわらず、会員の皆様にはご会葬を賜り誠にありがとうございました。

塩谷支部 鈴木 フミ
宇都宮支部 村上 重樹

ものふコラム

よく年末に放映される「忠臣蔵」の討ち入りは12月14日未明。この時期にこんな大雪が降るのかと思っていたら、実は新暦の1月30日だった。また、江戸時代の街灯もない暗闇で、なぜ実行できたのかと思ったら、雪明りでけっこう明るかったらしい。

遠い播磨の国(兵庫県)の話だと思っていたら、浅野氏の前任地は常陸国笠間藩で、大石邸跡には内蔵助の像が建っているし、浅野家改易後、赤穂藩に入部したのは下野国烏山藩主の永井直敬だったりする。

不識院後光守

編集後記



今月から私たちの施術所でもオンライン資格確認が義務化されますね。でも、ここに来てせっかく登録したマイナ保険証を解除する方も徐々に増えているようです。理由は、紛失への不安・政府のやり方への不満・介護施設での管理困難などだそうです。

保険証代わりの「資格確認書」についても、9月になって急に交付対象の条件変更がありました。マイナ保険証推進に887億円、加えて利用促進に217億円の大盤振る舞いをした割には落ち着きませんね。

自民党一強ではなくなった今、これに限らず良くも悪くもグダグダしそうです。

Onzk